

議案第 26 号

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 19 日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 児童福祉施設の長における懲戒に係る権限の濫用の禁止に関する規定を明確にする必要があるため、本案を提出する。

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第36号）の一部を次のように改正する。

第11条中「を与え、人格を辱める行為をする等その権限を濫用しては」を「又は精神的苦痛を与えては」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。